

裁 決

審査請求人 [REDACTED]
[REDACTED]

処分庁 高松市福祉事務所長

審査請求人が平成 26 年 7 月 2 日付けで提起した生活保護開始決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が、平成 26 年 5 月 30 日付け高福生通知第 5962 号で審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護開始決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取り消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は、審査請求書等によれば次のとおりである。

請求人は、[REDACTED]（以下「病院」という。）に入院した平成 26 年 5 月 12 日に、処分庁に対して、病院職員等を通じて生活保護の申請意思を伝えていたところ、本件処分において、請求人に対する保護開始日は、生活保護申請書を処分庁に記入提出した同月 19 日とされており、請求人に対し、入院日である同月 12 日から申請日前日である同月 18 日までの入院医療費 233,834 円の自己負担が生じることを知った。請求人は、処分庁に申請の意思を伝えた同月 12 日が保護開始日であると考え、本件審査請求を行ったものである。

第2 認定事実

審査庁において、次の事実を認定する。

1 平成26年5月11日(日)

請求人は、[]において生活保護を受給しており、[]の管理施設に入居していたが、この日、知人を頼り高松市に転入した。

2 平成26年5月12日(月)

請求人は、病院に入院することとなり、同日、請求人は、知人に紹介された[]と、病院職員を通じて、処分庁に対し、生活保護を申請したい旨の電話連絡をした。処分庁の都合により、翌13日に面接を行うこととした。

3 平成26年5月13日(火)【第1回面接】

処分庁の相談担当者2名が入院中の請求人を訪ね、病院職員の同席のもと面接が行われた。面接記録票には、病院に入院するまでの経過が記載されており、請求人が高松市への転入直前まで[]で保護を受給していたこと、手持金欄には1,000円程、申請の意思欄には不明との記載がある。高松市への転入について、[]の入居施設と福祉事務所に対し、請求人が事情を告げていなかったことから、入居施設にある持ち物等の状況を確認することと、[]福祉事務所に請求人の現状を報告するよう、処分庁職員から請求人に助言した。面接では、請求人は明確な保護の申請意思を示さず、また、処分庁職員は請求人に対して申請意思の確認を行っていない。請求人から処分庁に連絡があれば、再度面接することとして終了した。

4 平成26年5月16日(金)【第2回面接】

病院職員を通じて処分庁に生活保護の相談として連絡があり、請求人の入院先で2回目の面接が行われた。前回の面接において、処分庁職員が助言した[]の入居施設への連絡が未了であったことから、病院職員が請求人と相談し、病院職員が直接施設へ連絡をとり、事情が整理されてから改めて面接を行うこととして終了した。面接では、請求人は明確な保護の申請意思を示さず、処分庁職員は請求人に対しての申請意思の確認を行っていない。同日中に病院職員を通じて処分庁に、施設と話ができたとの電話連絡があり、同月19日に面接を行うこととした。

第2回面接終了後、処分庁において、[]福祉事務所における請求人の生活保護が同月12日付けで廃止されていることを確認した。

5 平成26年5月19日(月)【第3回面接】

処分庁の相談担当者2名が病院を訪問し、保護申請書が交付され、請求人から自

筆による平成26年5月19日付けの申請日を記載した保護申請書が提出された。

6 平成26年5月30日

処分庁が本件処分を決定した。

第3. 判断

1 生活保護の開始申請等については、次のとおり法及び国の通知にその取扱いが定められている。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)7条に、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。」とある。

(2) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第9に、「生活保護は申請に基づき開始することを原則としており、保護の相談に当たって、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと。」とある。

(3) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第9-1に、保護の相談における開始申請の取扱いについて、「生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用についての助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続きについての助言を行うこと。」とある。

(4) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)問(第9の1)に、「相談者の保護の申請意思は、例えば多額の預貯金を有していることが確認されるなど生活保護に該当しないことが明らかな場合や、相談者が要保護者の知人であるなど保護の申請権を有していない場合等を除き確認すべきものである。なお、保護に該当しないことが明らかな場合であっても、申請権を有するものから申請の意思が表明された場合には、申請書を交付すること。」とある。

2 これらのことを踏まえ本件処分について検討する。

処分庁は、弁明書において、本件審査請求に対する意見として、法7条の規定により、請求人自ら明確に申請の意思表示を行ったのは平成26年5月19日であることから、これをもって保護開始日を決定したものである、としている。また、処分

庁としては、生活保護制度の趣旨を十分に踏まえ、適正な事実確認及び処分を行ったものであり、何ら違法・不当な点はない、としている。

上記第2の2によると、処分庁は、病院を通じて同月12日に請求人の生活保護の申請意思を伝えられていたのであり、局長通知第9-1に基づき対応を行うべきところ、都合により即日の面接は行えなかったため、翌13日に面接したものである。

また、上記第2の3によると、同月13日の面接の際、処分庁から請求人に保護申請の意思を確認し、保護申請の意思が確認された場合には、速やかに保護申請書用紙を交付するとともに申請手続きについての助言を行うべきであったが、面接において、処分庁は、請求人に対し保護申請の意思確認を行わなかった。課長通知問(第9の1)によれば、生活保護の面接相談において、保護の申請意思は、多額の預貯金を有していることが確認されるなど生活保護に該当しないことが明らかな場合等を除き確認すべきものとされている。同日の面接記録票には、 福祉事務所において入院前日まで生活保護を受給していた旨の聴取内容や、手持金欄には1,000円程との記載があり、入院した請求人が医療費に困窮することが容易に把握できたであろう状況に鑑みれば、請求人に保護の申請意思を確認のうえ、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続きについての助言を行う必要があったにもかかわらず、面接記録票の申請意思の欄は不明と記載されており、処分庁は請求人の申請意思の確認を行わず、請求人への申請書の交付もしなかった。処分庁の弁明書には、請求人から明確な保護申請の意思が示されなかったとの記載があるが、そもそも処分庁から請求人に保護の申請意思の確認すべきところ、処分庁はこれを行なわなかったものである。

上記第2の4によると、同月16日の第2回面接においても同様に処分庁は請求人の申請意思の確認を行わず、請求人への申請書の交付もしなかった。請求人の反論書に、処分庁から保護の申請意思の確認がないことから、請求人は自分の保護申請の意思が同月12日に処分庁に伝わっていると思っていた旨の記載内容があるが、同月13日及び16日の面接時に請求人が明確な申請意思を示していないことから、この主張は理解できる。請求人の主張を踏まえれば、同日に病院職員等から請求人の保護申請の意思について伝えられていた処分庁が、請求人に対して同日に保護申請の意思の確認を行っていたならば、請求人には保護申請の意思を明確に示すことができたものと考えられる。

上記第2の5によると、申請書の日付けは、申請書が処分庁から請求人に交付された日である平成26年5月19日と記載されている。しかし、同日を保護申請日と

したことは、国の通知に示された内容を踏まえれば、形式的な取扱いであると言わざるを得ない。請求人の保護の申請意思について、病院職員等を通じて伝えられていた処分庁は、請求人に対して速やかに保護申請の意思を確認すべきであり、これを怠っているにもかかわらず、同月 19 日を申請日としていることは不当であると言わざるを得ない。

以上のことから、本件処分について、法及び通知に基づき適正になされたと認められない。

第4 結論

本件審査請求は、理由があると認められるため、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）40 条第 3 項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成 26 年 8 月 19 日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造

